

大気汚染防止法等の規制改正では、50年後もアスベストによる被害が増え続けます。

2020年3月26日

建設アスベスト訴訟全国連絡会、職業性呼吸器疾患有志医師の会、職業性疾患・疫学リサーチセンター、石綿対策全国連絡会議、中皮腫・じん肺・アスベストセンター、東京労働安全衛生センター、なくせじん肺全国キャラバン実行委員会

(1) 法改正が今後のアスベスト被害に与える影響

建物などの改修・解体時のアスベスト規制について、環境省所管の大気汚染防止法（以後

大防法）改正案が2020年国会で成立予定です。現在の改正案は形だけといわざるを得ず、吹付けアスベストが使用された建物の解体ピークとされる2028年への対応が間に合わず、50年後も被害者が増え続ける危険が高いと思われます。改正を検討した「今後の石綿飛散防止の在り方について(答申)」に対して、3611件のパブリックコメントで意見が寄せられ、その大部分が規制の強化を求めるものでしたが、それらは一部以外考慮されることなく、改正案が閣議決定されています。

通常こうした規制改正では将来的な被害予測をした上で、どのくらい被害者を減らすとの見通しを立てた上で規制強化を考えます。英国は厳しい対策を取っている先進国ですが、厳しい対策前に戻した場合、厳しい対策を今後も続ける場合、中間の場合、の三者の2080年の将来予測を推定し、今後も厳しいアスベスト規制を続けるとしています（資料1）。日本も法改正の場合、リスク予測と対策による死亡率の低下を検討すべきですが環境省はそうした推定もせず、形式的な規制強化で誤魔化そうとしています。

資料1 英国安全衛生庁（HSE）アスベスト管理規則（2012）の施行後レビュー P69

図8 2016年以降のアスベストばく露人口の3つのシナリオによる年間予測がん死亡数

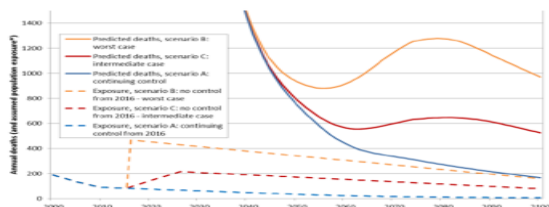
http://www.tm.depe.titech.ac.jp/Asbestos_Research_Group/assets/post_implementation_review_j1.0.pdf

アスベスト管理規則の効果

青線：シナリオA 2016年以降も現在の規制が存続した場合

赤線：シナリオB 2016年以降中間の規制にゆるめた場合

黄線：シナリオC 2016年以降アスベスト管理規則がない場合



英米豪独など欧米諸国のみならず、韓国やニュージーランド、シンガポールよりも遅れ

た規制のままです。この「弱い」改正では、50年後も被害者を出し続けることになりません。

(2) 悪質な違法工事すら罰則適用できない

これまでの指導→命令→告発の間接罰だけでなく、違反があれば即告発することを可能とする直接罰の導入は今回の法改正で目玉の1つです。ところが、隔離養生をしていない、あるいは集じん・排気装置を使用していない場合など適用範囲が狭いため十分機能するとは言えないのです。過去の悪質な違法工事にすら罰則適用ができるか検証してみましょう。

例えば今年1月の鹿児島市の百貨店「山形屋」における大成建設の意図的な手抜き工事のように「前室」を設置しなかった場合には、現在の法案では適用できません。**(鹿児島市の百貨店「山形屋」で営業中にアスベスト飛散が 大成建設の無届け工事で YAHOO ニュース 2020年3月3日)**

次いで、「アスベスト六番町駅に石綿飛散 基準71倍、撤去工事で名古屋地下鉄」(毎日新聞 2013.12.14 中部朝刊 23頁はどうでしょうか? 「名古屋市は13日、吹き付け材のアスベスト(石綿)撤去工事をしていた市営地下鉄六番町駅(同市熱田区)構内の空気中から、世界保健機関(WHO)が示した安全基準の71倍のアスベストが検出されたと発表した。市は、アスベストが飛散して利用客が吸引した恐れがあるとしており、現場周辺への立ち入りを14日始発まで規制した。市によると、検出されたのは毒性の強い石綿「クロシドライト(青石綿)」で、最大で空気1リットル当たり710本の繊維が検出された。(中略)。工事は機械室内の壁と天井計約550平方メートルのアスベストを撤去するのが目的で、市の委託を受けた業者が12日朝開始した。直後に駅利用客が通る機械室前の空気を採取して市が検査した結果、高濃度のアスベストが検出されたため工事を中止し、機械室の扉に目張りをして空気を漏らさない対策を取った。」除去対策後の漏えい事故は、今回の大気汚染防止法では、(故意ではないです)罰則対象にはなりません。

2006年の新潟県佐渡市立・両津小学校で教員や生徒がばく露した飛散事故も養生の破れから漏出しており、やはり適用不可能です(隔離養生をしているため)(児童ら8人、石綿浴びた恐れ 佐渡の小学校で除去作業中 2006年07月01日18時42分 朝日新聞デジタル)

「新潟県佐渡市教育委員会は1日、市立両津小学校で前日に行ったアスベスト(石綿)の除去作業中に、アスベストが飛散し、近くにいた児童7人と養護教諭が粉じんを浴びた恐れがあることを明らかにした。(中略)6月30日午後1時40分ごろ、校長室や職員室に面した1階廊下を2~6年生の児童7人が清掃していて、7~8メートル先の階段部分を覆っていたシートのすき間から煙状のものが出ているのに気がついた。シート内では当時、業者が圧縮空気を使ってアスベストをはがす作業をしていた。粘着テープでとめたシートの接合部分が空気圧ではがれ、アスベストの粉じんが漏れ出たらしい。(後略)」

石綿則と同様に、作業基準すべてを直罰の対象とするのが望ましいと思います。

(3) アスベストをいくらばらまいても罰金 50 万円

今回の法改正では罰則の強化までは盛り込まれていません。大防法では意図的な手抜き工事できわめて強力な発がん物質であるアスベストをばらまいても罰則は最大で 6 カ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金。量刑水準が 40 年前のままとなっており、他法令に比べて罰則がきわめて弱い状態です。

他法令では時代に合わせて罰則が次々強化されています。廃棄物処理法違反は 2004 年改正で個人 5 年以下の懲役または 1000 万円以下の罰金（併科あり）、さらに 2010 年改正で法人 3 億円に引き上げています。映画泥棒で有名な著作権法違反も 2006 年改正で個人 10 年以下の懲役又は 1000 万円以下の罰金、法人 3 億円以下の罰金に強化。産業標準化法（JIS 法）も 2018 年改正で認証を受けずに JIS マークの表示を行った法人等に対する罰金刑について、「法人に対する罰則の水準が同様の罰則を持つ他法と比較して低い」として、日本農林規格等に関する法律（JAS 法）を参考に上限を 1 億円に引き上げています。道路交通法（関連法含む）の危険運転致死傷罪にいたっては最高刑懲役 20 年です。

前回 2013 年改正時でも罰則の緩さが国会質疑で指摘されています。当時の小林正明・水・大気環境局長は「抑止力となるような罰則ということも重要な課題だと思っておりますので、引き続きぜひ検討させていただきたい」と答弁しましたが、その後の大防法改正議論では「諮問の対象外」として検討すらされていません。

アスベストによる年間死亡者数は、中皮腫で 1500 名とされ、2 倍以上と推定される石綿による肺がんや石綿肺等を合計すると、4000 名を超し、交通事故死よりも多いと指摘されていますが、罰則ははるかに緩いのが実態です。形だけの直罰導入で罰則強化だけでは抑止力として機能しません。

(4) 除去のライセンス制は世界の常識

アスベスト除去工事がずさんな理由の 1 つは、誰も落ちることがないといわれるわずか 10 時間の石綿則の講習を受けただけで施工管理ができてしまい、作業員もわずか 4.5 時間の特別講習を受けるだけ（試験なし）で施工できてしまういい加減な仕組みが続いていることが挙げられます。

日本 2005 年に批准した ILO 石綿条約には吹き付けアスベストなどいわゆるレベル 1～2 の除去作業は「権限のある当局によりそのような作業を行う資格を有すると認められ、かつ、そのような作業を行うことを認められた使用者又は請負人によってのみ行われる」ことが明記されています（第 17 条）。ところが、日本においてはアスベスト除去業者のライセンス制度が設けられていません。条約批准から 15 年間この状態が続いており、明らかな条約違反が放置されています。

条約を別にしても、2012 年 12 月 5 日の石綿飛散防止専門委員会でアスベスト除去の事業

者のライセンス制度について聞かれた同省水・大気環境局総務課の加藤庸之課長が「登録業者的などところについては、もう少し議論が必要かなと思っておりますもので、ここの中にはまだ書かせていただけていない」と答えています。ところが、今回の法改正に向けた議論ではライセンス制導入について、条約違反の事実すら委員に知らされず、きちんとした議論もされないままとなっています。条約違反の状態を今後も放置するようなことは許されません。

(5) 濃度測定しないでどうやって管理？

作業場内外でアスベスト濃度の測定を実施する義務が設けられておらず、作業現場の濃度管理や漏えい監視がされていません。これではアスベストは漏らし放題です。

大防法第 1 条目的には「大気の汚染に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定める」とあります。そのため他の物質には排出基準があり、濃度や排出量の測定が義務付けられています。しかしアスベスト除去の現場では測定の義務がなく、被害が発生したとしても原因を特定することができず、損害賠償の責任を問うことができません。大防法の目的を達成していない状況が続いているのです。石綿濃度測定は最も基本的な監視手法であり、技術も確定しており、主要な先進国ではもちろん、国内でも半数以上の除去現場では自治体条例によって実施しています。これまでに数万人の被害を発生させている発がん物質を危険なかたちで取り扱う現場で、濃度測定を実施していないという極めて異常な状態が続くことにより被害の拡大が懸念されます。